

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
担当理事 宮城政剛



「新型コロナウイルス感染症」関連資料の提供について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

先日(3/2・火)に情報提供しました「新型コロナ No.1 2 0／新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」に、那覇市保健所より下段のように「改訂版」が届きましたので再度、ご案内申し上げます。

(改訂箇所のみ提示しております。 当会ホームページにも掲載しております。)

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

事務連絡

令和2年12月23日

(最終改訂令和3年3月3日)

都道府県・保健所設置市 各位

厚生労働省新型コロナウイルス感染症・対策推進本部

新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

新型コロナウイルス感染症の変異株については、昨年来、英国や南アフリカ等において確認されています。変異株は、感染力が増していること等が懸念されています。我が国においても、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりがない事例も継続的に確認されています。

こうした状況を踏まえ、我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入国前14日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノムを確認するための検体の提供の徹底等の対策の強化をお願い申し上げます。

また、これまでの対応を踏まえて、別添に Q&A を追加いたしましたのでご参考ください。今後も随時追加を行っていく予定です。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。(改正箇所は太字下線)

記

8. 新型コロナウイルス感染症(変異株)の発生動向等については、厚生労働省において3月8日より HER-SYS を活用して集計を行います。このため、HER-SYS において変異株であることをチェックできる項目(①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果)が3月5日から追加されます。以下の要領で入力の際お願いいたします。

3月5日までの②ゲノム解析結果については、該当する HER-SYSID 及びゲノム解析結果を3月5日に送付しますので、3月5日中に入力いただくようお願いいたします。期限までの入力が難しい場合については、厚生労働省にて入力の上、入力内容をご確認いただくことも検討いたしますので、ご連絡の際お願いいたします。

また、3月5日以前の上記①の結果についても、3月14日までに入力を完了いただくようお願いいたします。

## 【入力要領】

### ①変異株 PCR 検査結果

- ・陽性又は陰性の結果が入力可能となります。
- ・地方衛生研究所や民間検査機関において、変異株 PCR 検査を行い、結果が判明した方について、HER-SYS の発生届タブの「変異株 PCR」欄に陽性又は陰性のチェックを入れてください。
- ・なお、自治体によっては、変異株 PCR 検査の陰性結果を把握していない場合があると承知しています。その場合については、陽性結果のみを入力いただくようお願いいたします。

### ②ゲノム解析結果

- ・英国、南アフリカ、ブラジル又はその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、チェックボックスにチェックを入れていただくとともに、プルダウンから英国、南アフリカ、ブラジル又はその他のいずれかの選択をお願いいたします。

①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

なお、変異株 PCR 検査を行わず、直接ゲノム解析を行った場合については、①を入力せず、②のみを入力することも可能です。

また、各都道府県において新型コロナウイルス感染症（変異株）の感染拡大防止のための措置を継続して実施することが必要です。引き続き、国立感染症研究所や地方感染症情報センター等と連携しつつ、上記6で取り上げている幅広い関係者等への検査など丁寧な積極的疫学調査の実施を徹底していただくよう、ご留意のほどお願いいたします。

9.変異株の公表方法は、厚生労働省において、3月8日以降は変異株の発生状況について HER-SYS による集計の上、週報で公表することを予定しております。貴自治 4 体においては、3月8日以降、変異株事例の公表について変異株 PCR 検査陽性の時点で各自治体において公表いただくようお願いいたします。

なお、厚生労働省における週報については、上記②ゲノム解析結果に入力された情報をもとに集計を行いますので、3月8日以降の公表の変更以降も上記①・②の入力の徹底をお願いいたします。

また、感染症の発生動向の評価に当たっては、感染経路が不明な者の割合が重要な指標であり、そのため、各事例について推定感染源・感染経路の把握が重要になりますので、公表前に当該情報を整理の上、公表いただきますようお願いいたします 4. 厚生労働省においても、引き続き、当該情報について必要に応じて問い合わせをさせていただきますので御留意の程よろしくお願いいたします。

なお、HER-SYS において感染経路の把握状況を効率的に集計できるよう、機能を設けることを検討中であり、当該機能が実装された場合には、改めてご連絡させていただきます。

### 【当該事務連絡の内容についての照会先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL：03-3595-2305（内8027）

## 《 新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A 》

Q1. 変異株について、患者等に従来のウイルスと何が違うのか問われた場合にどのように答えるべきか。

（回答）感染力が従来よりも強い可能性がある、変異したウイルスが報告されています。これらの変異が、より重症化しやすい、ワクチンが効きにくい、とする証拠は、今のところ、確認されておらず、世界中で調査が進められています。また、子どもへの感染性に影響を与えることを示唆する証拠は確認されておらず、調査が進められています。

日本では、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりがない事例（弧発例）が継続して確認されているものの、地域で広く流行している状況ではありません。

厚生労働省では、国内で確認された新型コロナウイルス 5 のゲノムを解析し、国内の新型コロナウイルスの変異状況を確認しています。世界保健機関（WHO）や専門家とも情報交換を行い、リスク分析を行うとともに、国内の監視体制を強化するなど、機動的な感染防止対策に努めています。

この変異株であっても、3密（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は、これまでと同様に有効ですので、国民の皆様の感染予防策へのご協力をお願いいたします。

Q4. 症状が落ち着いている患者は、宿泊・自宅療養でもかまわないか。

(回答) 感染力が従来よりも強い可能性が報告されていることから、原則として、変異株に感染した方については、入院をお願いしています。

ただし、患者の症状が落ち着いており、自治体の病床確保状況、患者の療養環境、その他特別な事情なども考慮して、必要と判断される場合には、十分な感染拡大防止の取り組みを実施した上での宿泊療養や自宅療養としても差し支えありません。

Q10. 変異株 PCR 検査が陽性だった場合の入院等についてどのように対応すべきか。感染研でのゲノム解析で変異株でないことが確定した場合、変異株としての対応は不要となるのか。

(回答) 変異株 PCR 検査が陽性だった者については、当面の間、法第 19 条第 1 項に基づく入院措置を行うこととしていることを踏まえ、入院の調整をお願いいたします。また、これにより入院措置を行った者の退院基準は、以下のとおりです。

- ・新型コロナウイルス感染症の患者について、法第 26 条において準用される法第 22 条の「症状が消失したこと」とは、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・また、無症状病原体保有者については、発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・変異株でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

また、感染研におけるゲノム解析の結果、変異株ではないことが確定した場合においては、従前の感染拡大防止策をとって差し支えありません。

なお、感染研におけるゲノム解析については、検体の状況等により必ずしも変異株であるか否かについて確定的な結果が得られない場合があります。この場合については、変異株としての対応を行って頂くようお願いいたします。

Q11. 変異株 PCR 検査が陽性だった場合の積極的疫学調査についてどのように対応すべきか。

(回答) 変異株 PCR 陽性の患者等が確認された場合、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下

のとおり感染拡大防止の措置を実施するようお願いいたします。

・濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査の実施に向け積極的な対応を行うこと。

・変異株であることが確認された患者等については、健康フォローアップの期間が経過した場合であっても、上記の退院基準を満たしているかの確認のための検査や、検体の確保及び国立感染症研究所への提出に努めること。

なお、濃厚接触者等に関する検体提出等については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」（令和3年2月5日付健感発0205第4号）を参照してください。

以上